

熊本県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年12月11日から平成30年1月30日までの間に実施した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月26日

熊本県監査委員	豊田祐一
同	竹中潮
同	城下広作
同	池田和貴

1 監査対象機関

部局名	機関名
教育委員会	済々黌高等学校、熊本高等学校、第一高等学校、第二高等学校、熊本西高等学校、熊本北高等学校、東稜高等学校、湧心館高等学校、玉名高等学校、荒尾高等学校、南関高等学校、岱志高等学校、鹿本高等学校、菊池高等学校、大津高等学校、阿蘇中央高等学校、小国高等学校、高森高等学校、御船高等学校、甲佐高等学校、宇土高等学校、松橋高等学校、八代高等学校、八代清流高等学校、八代東高等学校、水俣高等学校、人吉高等学校、多良木高等学校、天草高等学校、牛深高等学校、牛深高等学校（附則）、上天草高等学校、河浦高等学校、熊本商業高等学校、球磨商業高等学校、球磨中央高等学校、鹿本商工高等学校、熊本工業高等学校、玉名工業高等学校、小川工業高等学校、八代工業高等学校、球磨工業高等学校、天草工業高等学校、熊本農業高等学校、北稜高等学校、鹿本農業高等学校、菊池農業高等学校、翔陽高等学校、矢部高等学校、八代農業高等学校、芦北高等学校、南稜高等学校、南稜高等学校（附則）、苓明高等学校、苓洋高等学校、天草拓心高等学校、盲学校、熊本聾学校、ひのくに高等支援学校、熊本支援学校、熊本かがやきの森支援学校、松橋西支援学校、松橋支援学校、松橋東支援学校、荒尾支援学校、大津支援学校、菊池支援学校、黒石原支援学校、小国支援学校、芦北支援学校、球磨支援学校、天草支援学校、苓北支援学校、玉名高等学校附属中学校、宇土中学校、八代中学校

2 監査対象期間 平成28年度

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関等		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
教育委員会	学校人事課	<p>(授業料に係る収入関係様式について)</p> <p>県立学校授業料に係る納入通知書及び督促状について、次の課題がある。</p> <p>(1) 特例承認を受けないまま、会計規則に定める様式とは異なる様式を使用している。</p> <p>(2) 督促状について、会計規則に定める納期限の指定をしていない。</p> <p>(3) 督促状について、審査請求に係る教示を記載していない。</p> <p>熊本県会計規則等に基づき、適正な納入通知書及び督促状を使用すること。</p>
	第一高等学校	<p>(体育施設の使用に係る使用料の過徴収について)</p> <p>体育施設の使用料を徴収する際、施設使用料の消費税は総額表示方式であるにもかかわらず、合計額に8%加算した額を徴収している。</p> <p>体育施設使用料の算定においては、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例に基づき適正に処理すること。</p>
	湧心館高等学校	<p>(雇用保険料等の徴収について)</p> <p>非常勤職員等の雇用保険料等の徴収について、次の課題がある。</p> <p>(1) 雇用保険料の適用対象外者から誤って徴収している。</p> <p>(2) 社会保険料の適用対象外者から誤って徴収している。</p> <p>(3) 標準報酬月額の変更に伴う社会保険料の増額変更を行わず過少徴収している。</p> <p>雇用保険法等に従い、雇用保険料等について適切に処理すること。</p>
	八代東高等学校	<p>(特殊勤務手当について)</p> <p>教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものがある。</p> <p>熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、追給の手続を行うとともに、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。</p>
	人吉高等学校	<p>(特殊勤務手当について)</p> <p>教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものがある。</p> <p>熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、追給の手続を行うとともに、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。</p>
	熊本商業高等学校	<p>(特殊勤務手当について)</p> <p>教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものがある。</p> <p>熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、追給の手続を行うとともに、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。</p>

教育委員会	球磨商業高等学校	(職員の交通法規違反について) 通勤中に司法処分が課された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。
	北稜高等学校	(特殊勤務手当について) 教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものがある。 熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、追給の手続を行うとともに、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。
	鹿本農業高等学校	(職員の交通事故等について) 私用中に司法処分が課された人身事故が1件、公務中の交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止対策を講じること。
	八代農業高等学校	(特殊勤務手当について) 教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものがある。 熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、追給の手続を行うとともに、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。
	松橋支援学校	(職員の交通事故について) 通勤中に司法処分が課された交通事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例、法令、規則、通知、通達違反で事務執行不適正となっているもの (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの (3) 予算の執行、財産管理等において、適正を欠くもの (4) 故意・重大な過失に起因する不経済や損害を生じさせたもの (5) 経済性、有効性、効率性が著しく低いもの (6) 事務・事業の執行に是正・改善が必要であると認められるもの (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの |
|---|

(2) 意見事項

監査対象機関等		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
教育委員会	教育政策課	(行政不服審査法改正に伴う教示の修正について) 行政不服審査法改正により行政処分に対する審査請求期間が60日から3か月に改められ平成28年4月1日から施行された。しかし、その後も改正前の60日という誤った教示を行っていた事例が県立学校で多数確認されている。教育政策課では、法改正に伴う条例規則の改正照会と併せて法改正に関する情報提供を各課に行っているが、十分に行き届いていない状況にある。再度、行政不服審査法の改正内容について、周知徹底を図られたい。
	教育政策課 学校人事課	(学校現場の業務効率化につながる支援措置について) 学校現場において、特殊勤務手当の支給誤りや旅費の算定誤りなどが発生している。 教育委員会においては知事部局で利用している庶務事務システムのような算定から支出までの業務をトータルで支援するシステムがないことも、ミス発生や業務負荷の増大の一因と考えられる。 費用対効果を考慮し、現在利用しているシステムの一部改善や既存の計算ソフトを活用することでミスの削減や業務の効率化が期待できる。 業務改善につながるような、支援策を検討されたい。
	学校人事課	(特殊勤務手当の支給要件について) 特殊勤務手当の支給誤りが発生している。 特に教員特殊業務手当等の支給要件等について学校現場の判断に委ねているところが多く、学校により適用にバラツキが生じている。 各手当の支給要件等の解釈について、より明確に周知されたい。

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。